

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）（抄）（第一条関係）	1
○	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）（第二条関係）	5
○	行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）（抄）（第三条関係）	10
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第二項関係）	12

（指定認定事務支援法人の指定）

第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法

（新設）

一 という。）第五条の十二第一項の規定による指定（以下「指定
一 という。）は、国土交通省令で定めるところにより、計画作成
都道府県等の委託を受けて同項各号に掲げる事務（以下「認定支
援事務」という。）を行おうとする法人の申請により行う。

2 計画作成都道府県知事等は、前項の申請があつた場合において
、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない

一 当該申請をした法人が、認定支援事務の運営に関する国土交
通省令で定める基準に従つて認定支援事務を適正に実施するこ
とができないと認められるとき。

二 当該申請をした法人が、法の規定により罰金の刑に処せられ
、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた
日から二年を経過しない法人であるとき。

三 当該申請をした法人が、第四条の規定により指定を取り消さ
れ、その取消しの日から二年を経過しない法人であるとき。

四 当該申請をした法人の役員のうち、法の規定により刑に処
せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなく
なつた日から二年を経過しない者があるとき。

（変更等の届出）

第二条 指定認定事務支援法人は、その名称若しくは住所その他国

（新設）

土交通省令で定める事項を変更するとき、又は認定支援事務の全
部若しくは一部を廃止し、若しくは休止するときは、国土交通省
令で定めるところにより、その二週間前までに、その旨を計画作
成都道府県知事等に届け出なければならない。

（報告）

第三条 計画作成都道府県知事等は、認定支援事務の適正な実施を
確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指

（新設）

定認定事務支援法人に対し、報告を求めることができる。

(指定の取消し)

- 第四条 計画作成都道府県知事等は、指定認定事務支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
- 一 法第五条の十二第一項の国土交通省令で定める要件を満たさなくなったとき。
 - 二 第一条第二項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 三 第二条の規定に違反したとき。
 - 四 前条の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 五 不正の手段により指定を受けたとき。

(公示)

- 第五条 計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、その旨及び国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。
- 一 指定をしたとき。
 - 二 第二条の規定による届出(同条の国土交通省令で定める事項の変更及び認定支援事務の休止に係るものを除く。)があったとき。
 - 三 前条の規定により指定を取り消したとき。

(マンション管理士試験の受験手数料)

第六条 法第十条第一項の政令で定める受験手数料の額は、九千四百円とする。

(マンション管理士登録証の再交付等手数料)

第七条 法第三十五条第二項の政令で定める手数料の額は、二千三百円とする。

(新設)

(新設)

(マンション管理士試験の受験手数料)

第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「法律」という。)第十条第一項の政令で定める受験手数料の額は、九千四百円とする。

(マンション管理士登録証の再交付等手数料)

第二条 法第三十五条第二項の政令で定める手数料の額は、二千三百円とする。

(マンション管理士の登録手数料)
第八条 法第三十七条第二項の政令で定める手数料の額は、四千二百五十円とする。

(マンション管理士等に係る登録講習機関の登録の有効期間)
第九条 法第四十一条の五第一項(法第六十一条の二において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(マンション管理士の講習手数料)
第十条 法第四十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額は、一万三千五百円とする。

(マンション管理業者の更新登録手数料)
第十一条 法第五十二条の政令で定める手数料の額は、一万二千百円とする。

(管理業務主任者試験の受験手数料)
第十二条 法第五十七条第二項において準用する法第十条第一項の政令で定める受験手数料の額は、八千九百円とする。

(管理業務主任者の講習手数料)
第十三条 法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額は、六千七百円とする。

(管理業務主任者の登録等の手数料)
第十四条 法第六十八条の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第五十九条第一項の登録を受けようとする者 四千二百五十円

二 管理業務主任者証の交付、有効期間の更新、再交付又は訂正を受けようとする者 二千三百円

(法第七十二条第六項の規定による承諾等に関する手続等)
第十五条 法第七十二条第六項の規定による承諾は、マンション管

(マンション管理士の登録手数料)
第三条 法第三十七条第二項の政令で定める手数料の額は、四千二百五十円とする。

(マンション管理士等に係る登録講習機関の登録の有効期間)
第四条 法第四十一条の五第一項(法第六十一条の二において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(マンション管理士の講習手数料)
第五条 法第四十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額は、一万三千五百円とする。

(マンション管理業者の更新登録手数料)
第六条 法第五十二条の政令で定める手数料の額は、一万二千百円とする。

(管理業務主任者試験の受験手数料)
第七条 法第五十七条第二項において準用する法第十条第一項の政令で定める受験手数料の額は、八千九百円とする。

(管理業務主任者の講習手数料)
第八条 法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額は、六千七百円とする。

(管理業務主任者の登録等の手数料)
第九条 法第六十八条の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第五十九条第一項の登録を受けようとする者 四千二百五十円

二 管理業務主任者証の交付、有効期間の更新、再交付又は訂正を受けようとする者 二千三百円

(法第七十二条第六項の規定による承諾等に関する手続等)
第十条 法第七十二条第六項の規定による承諾は、マンション管理

理業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等（以下この項及び次項において「相手方」という。）に対し電磁的方法（同条第六項に規定する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 マンション管理業者は、前項の承諾を得た場合であつても、相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第七十二条第七項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項中「係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は」とあるのは、「係る」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十三条第三項の規定による承諾について準用する。

（宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関）

第十六条 法第百三条第一項の政令で定める信託業務を兼営する金融機関は、次に掲げるものとする。

一 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関

二 銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）

（附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる信託業務を兼営する金融機関

業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等（以下この項及び次項において「相手方」という。）に対し電磁的方法（同条第六項に規定する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 マンション管理業者は、前項の承諾を得た場合であつても、相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第七十二条第七項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項中「係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は」とあるのは、「係る」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十三条第三項の規定による承諾について準用する。

（宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関）

第十一条 法第百三条第一項の政令で定める信託業務を兼営する金融機関は、次に掲げるものとする。

一 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関

二 銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）

（附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる信託業務を兼営する金融機関

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 マンション建替事業</p> <p>第一節 施行者</p> <p>第一款 マンション建替組合（第一条―第十四条）</p> <p>第二款 個人施行者（第十五条・第十六条）</p> <p>第二節 権利変換手続等（第十七条―第二十五条）</p> <p>第三節 雑則（第二十六条）</p> <p>第二章 除却する必要があるマンションに係る容積率の特例に係る敷地面積の規模（第二十七条）</p> <p>第三章 マンション敷地売却事業</p> <p>第一節 マンション敷地売却組合（第二十八条―第三十一条）</p> <p>第二節 分配金取得手続等（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第三節 雑則（第三十五条）</p> <p>第四章 敷地分割事業</p> <p>第一節 敷地分割組合（第三十六条―第四十一条）</p> <p>第二節 雑則（第四十二条・第四十三条）</p> <p>第五章 雑則（第四十四条・第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（代表者の選任等）</p> <p>第三条 法第十六条第二項の規定により一人の組合員とみなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション建替組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。</p> <p>3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 マンション建替事業</p> <p>第一節 施行者</p> <p>第一款 マンション建替組合（第一条―第十四条）</p> <p>第二款 個人施行者（第十五条・第十六条）</p> <p>第二節 権利変換手続等（第十七条―第二十五条）</p> <p>第三節 雑則（第二十六条）</p> <p>第二章 除却する必要があるマンションに係る容積率の特例に係る敷地面積の規模（第二十七条）</p> <p>第三章 マンション敷地売却事業</p> <p>第一節 マンション敷地売却組合（第二十八条―第三十一条）</p> <p>第二節 分配金取得手続等（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第三節 雑則（第三十五条）</p> <p>第四章 雑則（第三十六条・第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>（代表者の選任等）</p> <p>第三条 法第十六条第二項の規定により一人の組合員とみなされる者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション建替組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。</p> <p>3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。</p>

(代表者の選任等)

- 第二十八条 法第百二十五条第二項の規定により一人の組合員とみなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション敷地売却組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。
- 2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。
- 3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。

第四章 敷地分割事業

第一節 敷地分割組合

(事業計画の縦覧についての公告)

- 第三十六条 市町村長は、法第百七十条第一項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告しなければならない。

(意見書の内容の審査の方法)

- 第三十七条 法第百七十条第四項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第百七十条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）は」と、「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と、

(代表者の選任等)

- 第二十八条 法第百二十五条第二項の規定により一人の組合員とみなされる者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション敷地売却組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。
- 2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。
- 3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

と読み替えるものとする。

(代表者の選任等)

第三十八条 法第七十四条第二項の規定により一人の組合員とみなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を敷地分割組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。

3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。

(組合の役員等の解任請求)

第三十九条 第四条から第十二条までの規定は、法第七十五条第三項及び第八十一条第三項において準用する法第二十三条の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任請求について準用する。この場合において、第十二条中「法第二十三条第二項（法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）又は法第九十八条第六項」とあるのは、「法第七十五条第三項若しくは第八十一条第三項において準用する法第二十三条第二項の規定又は法第二百四十四条第六項」と読み替えるものとする。

(特別議決事項)

第四十条 法第七十九条の政令で定める重要な事項は、次に掲げる事項についての定款の変更とする。

- 一 事業に要する経費の分担に関する事項
- 二 総代会の新設又は廃止

(組合に置かれる審査委員)

第四十一条 第十四条の規定は、組合に置かれる審査委員について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二節 雑則

(新設)

(書類の送付に代わる公告)

第四十二条 法第二百十二条第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、分割実施敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2 第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同条第二項中「施行マンシヨンの敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「分割実施敷地」と、「施行者」とあるのは「法第六十六条に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第二百十二条第二項」と読み替えるものとする。

(都道府県知事等の行う解任の投票)

第四十三条 第二十六条の規定は、法第二百十四条第六項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「第二十六条第一項」とあるのは、「第四十三条において準用する第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(事務の区分)

第四十四条 第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、第四条第四項（第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項（第三十四条第二項及び第四十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定により町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第四十五条 法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

(新設)

(新設)

第四章 雑則

(事務の区分)

第三十六条 第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、第四条第四項（第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十五条第二項（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第三十七条 法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。



改 正 案	現 行
<p>（審議会等）</p> <p>第十七条 法第四十三条第一項第一号の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第四十六条の十一に規定する資格審査会 二 地方社会保険医療協議会 三 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第六十七条に規定する登録審査会 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二十四条の二に規定する地方港湾審議会 五 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十二条に規定する登録審査会 六 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十八条の四に規定する資格審査会 七 税理士法第四十九条の十六に規定する資格審査会 八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の四に規定する土地区画整理審議会 九 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の三十七に規定する資格審査会 十 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十九、第四十三条及び第五十条の十四に規定する審査委員並びに同法第五十九条に規定する市街地再開発審査会 十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第六十条に規定する住宅街区整備審議会 十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三百三十一条、第六十一条及び第百七十七条に規定する審査委員並びに同法第九十条に規定する防災街区整備審査会 	<p>（審議会等）</p> <p>第十七条 法第四十三条第一項第一号の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第四十六条の十一に規定する資格審査会 二 地方社会保険医療協議会 三 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第六十七条に規定する登録審査会 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二十四条の二に規定する地方港湾審議会 五 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十二条に規定する登録審査会 六 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十八条の四に規定する資格審査会 七 税理士法第四十九条の十六に規定する資格審査会 八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の四に規定する土地区画整理審議会 九 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の三十七に規定する資格審査会 十 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十九、第四十三条及び第五十条の十四に規定する審査委員並びに同法第五十九条に規定する市街地再開発審査会 十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第六十条に規定する住宅街区整備審議会 十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三百三十一条、第六十一条及び第百七十七条に規定する審査委員並びに同法第九十条に規定する防災街区整備審査会

十三 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第七十条に規定する登録審査会）
十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十七条、第五十三条、第三百三十六条及び第三百八十五条に規定する審査委員
十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第十条に規定する認証審査参与員
十六 郵政民営化委員会
十七 地方年金記録訂正審議会
2 法第四十三条第一項第二号の政令で定めるものは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十条に規定する認証審査参与員とする。

十三 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第七十条に規定する登録審査会）
十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十七条、第五十三条及び第三百三十六条に規定する審査委員
十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第十条に規定する認証審査参与員
十六 郵政民営化委員会
十七 地方年金記録訂正審議会
2 法第四十三条第一項第二号の政令で定めるものは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十条に規定する認証審査参与員とする。

改正案		現行	
<p>別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
政令	政令	政令	政令
母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）	母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）	母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）	母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）
身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）	身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）	身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）	身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）
土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）	土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）	土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）	土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）
事務	事務	事務	事務
<p>第七条及び第九条の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>	<p>第七条及び第九条の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>	<p>第七条及び第九条の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>	<p>第七条及び第九条の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>
<p>第四条（第十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第二項から第五項まで及び第十二条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>第四条（第十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第二項から第五項まで及び第十二条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>第四条（第十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第二項から第五項まで及び第十二条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>第四条（第十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第二項から第五項まで及び第十二条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>この政令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p>	<p>この政令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p>	<p>この政令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p>	<p>この政令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p>
<p>第五条、第六条の二、第七条第二項から第五項まで、第八条、第九条第三項、第十条第三項及び第十条の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>第五条、第六条の二、第七条第二項から第五項まで、第八条、第九条第三項、第十条第三項及び第十条の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>第五条、第六条の二、第七条第二項から第五項まで、第八条、第九条第三項、第十条第三項及び第十条の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>第五条、第六条の二、第七条第二項から第五項まで、第八条、第九条第三項、第十条第三項及び第十条の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第五条第四項の規定により</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第五条第四項の規定により</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第五条第四項の規定により</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第五条第四項の規定により</p>

	<p>農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）</p>	<p>土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）</p>
<p>処理することとされている事務（法第十七条第二項に規定する事業（法第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。）に限るものに限る。）</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第三条第二項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）</p> <p>二 第十条第二項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第一条の二に規定する事務（個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>二 第三条に規定する事務（法第二十条第一項（法第三十九条第二項において</p>
	<p>農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）</p>	<p>土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）</p>
<p>処理することとされている事務（法第十七条第二項に規定する事業（法第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。）に限るものに限る。）</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第三条第二項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）</p> <p>二 第十条第二項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第一条の二に規定する事務（個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>二 第三条に規定する事務（法第二十条第一項（法第三十九条第二項において</p>

<p>流通業務市街地の整備に関する法律施行令（</p>	<p>近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）</p>	<p>新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）</p>	<p>首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第百四十号）</p>	<p>準用する場合を含む。）又は第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。） 三 第六条第三項及び第六十八条に規定する事務</p>
<p>第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都道府県</p>	<p>第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第十三条の規定により処理することとされている事務 二 第十五条第二項の規定により処理することとされている事務（地方公共団体（都道府県を除く。）又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限る。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）</p>	<p>第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）</p>	<p>第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）</p>

<p>流通業務市街地の整備に関する法律施行令（</p>	<p>近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）</p>	<p>新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）</p>	<p>首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第百四十号）</p>	<p>準用する場合を含む。）又は第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。） 三 第六条第三項及び第六十八条に規定する事務</p>
<p>第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都道府県</p>	<p>第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第十三条の規定により処理することとされている事務 二 第十五条第二項の規定により処理することとされている事務（地方公共団体（都道府県を除く。）又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限る。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）</p>	<p>第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）</p>	<p>第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）</p>

昭和四十二年政令第三号)	都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務(個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>二 第三条に規定する事務(組合、再開発会社及び市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>三 第八条第三項に規定する事務</p>	<p>新都市基盤整備法施行令(昭和四十七年政令第四百三十一号)</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)</p>
<p>以外の地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。)</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務(個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>二 第三条に規定する事務(組合、再開発会社及び市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>三 第八条第三項に規定する事務</p>	<p>第十九条の二において準用する土地区画整理法施行令第一条の二及び第三十条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務(個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)</p> <p>二 第十七条において準用する土地区</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務(個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)</p> <p>二 第十七条において準用する土地区</p>
昭和四十二年政令第三号)	都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務(個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>二 第三条に規定する事務(組合、再開発会社及び市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>三 第八条第三項に規定する事務</p>	<p>新都市基盤整備法施行令(昭和四十七年政令第四百三十一号)</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)</p>
<p>以外の地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。)</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務(個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>二 第三条に規定する事務(組合、再開発会社及び市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>三 第八条第三項に規定する事務</p>	<p>第十九条の二において準用する土地区画整理法施行令第一条の二及び第三十条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務(個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)</p> <p>二 第十七条において準用する土地区</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務(個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)</p> <p>二 第十七条において準用する土地区</p>

<p>計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）</p>	<p>第四十一条第二項の規定により都道府県知事が法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務</p>	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。） 二 第二十六条に規定する事務（事業組合、事業会社又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）</p>
<p>計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）</p>	<p>第四十一条第二項の規定により都道府県知事が法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務</p>	<p>計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）</p>	<p>画整理法施行令第六条第三項及び第十九条において準用する同令第六十八条に規定する事務 三 第二十条において準用する土地区画整理法施行令第三条に規定する事務（法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第一項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。） 四 第四十三条第二項に規定する事務</p>
<p>計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）</p>	<p>第四十一条第二項の規定により都道府県知事が法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務</p>	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）</p>	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。） 二 第二十六条に規定する事務（事業組合、事業会社又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）</p>
<p>計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）</p>	<p>第四十一条第二項の規定により都道府県知事が法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務</p>	<p>計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）</p>	<p>画整理法施行令第六条第三項及び第十九条において準用する同令第六十八条に規定する事務 三 第二十条において準用する土地区画整理法施行令第三条に規定する事務（法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第一項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。） 四 第四十三条第二項に規定する事務</p>

	<p>大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）</p>	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）</p>
<p>ものに限る。） 三 第二十八条において準用する都市再開発法施行令第八条第三項に規定する事務</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第八条第一項及び第三項、同条第四項（第九条において準用する場合を含む。）並びに第十条及び第十一条において準用する土地収用法施行令第五条第四項の規定により処理することとされている事務（法第十一条第二項の事業に関するものに限る。）</p>	<p>この政令の規定及びこの政令の規定により読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p>	<p>第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、第四条第四項（第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項（第三十四条第二項及び第四十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定により町村が処理することとされている事務</p>
	<p>大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）</p>	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）</p>
<p>ものに限る。） 三 第二十八条において準用する都市再開発法施行令第八条第三項に規定する事務</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第八条第一項及び第三項、同条第四項（第九条において準用する場合を含む。）並びに第十条及び第十一条において準用する土地収用法施行令第五条第四項の規定により処理することとされている事務（法第十一条第二項の事業に関するものに限る。）</p>	<p>この政令の規定及びこの政令の規定により読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p>	<p>第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、第四条第四項（第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十五条第二項（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により町村が処理することとされている事務</p>

<p>統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）</p>	<p>第四条第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務</p>
<p>統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）</p>	<p>第四条第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務</p>